

第 5 回教育委員会定例会 案件表

○日 時

令和8年3月11日(水) 午前10時00分から

○議 題

1 議 案

- (1) 議案第8号 練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (資料1)
- (2) 議案第9号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (資料2)

2 陳 情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和8年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料3)
 - ② 令和8年度学校関係工事計画(案)について (資料4)
 - ③ 令和8年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について (資料5)
 - ④ 令和8年度図書館特別館内整理期間について (資料6)
 - ⑤ 練馬こどもカフェの新規店舗について (資料7)
 - ⑥ ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトの充実について (資料8)
 - ⑦ 子育て支援サービスの充実について (資料9)
 - ⑧ その他

議案第 8 号

練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部
を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 1 1 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部
を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部
を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第3号）の一部をつぎのように改正する。

第4条第3項中「3月で除した数」を「12月（第4条の2による場合を除き、その者の経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数の月数にあつては、18月）で除した数に4を乗じて得た数」に改める。

第6条第1項中「あらかじめ人事委員会と協議して」を「別に」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部
を改正する規則

1 改正の理由

有為な人材を確保するために初任給決定における経験年数の号給への計算方法の見直しを行うため。

2 改正の内容

初任給加算の限度号数が撤廃され、経験年数が一定の年数を超えた分（これまでの限度号給を超える分）についても加算される。通常12月で4号加算のところ、一定の年数を超えた分は18月で4号加算する旨を定める。

【参考】初任給加算の限度号給

「練馬区立幼稚園教育職員の初任給加算等に関する基準」より抜粋

学歴免許等	改正前	改正後
大学卒	48号	なし
短大卒	56号	なし

令和8年4月1日施行予定

【参考】給料表の号給

「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例」より抜粋

職務の級	号給
1級（教諭）	1号～169号

169号は40年以上（10割換算）の勤務で達する

3 施行期日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(新たに職員となった者の号給)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 新たに職員となった者でつぎに掲げる経験年数を有するものの号給は、第1項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を<u>3月</u>で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給(当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給)とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">・ [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第6条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、<u>あらかじめ人事委員会と協議して定める場合を除き、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時対応号給表</u>(以下「昇格時対応号給表」という。)の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p>	<p>(新たに職員となった者の号給)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 新たに職員となった者でつぎに掲げる経験年数を有するものの号給は、第1項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を<u>12月(第4条の2による場合を除き、その者の経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数の月数にあつては、18月)</u>で除した数に<u>4</u>を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給(当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給)とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">・ [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第6条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、<u>別に定める場合を除き、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時対応号給表</u>(以下「昇格時対応号給表」という。)の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>

議案第 9 号

練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 1 1 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第5号）の一部をつぎのように改正する。

別表園長の項中「89,600円」を「93,500円」に、「70,800円」を「74,200円」に改め、同表副園長の項中「64,700円」を「67,700円」に、「41,900円」を「49,400円」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年 3 月 11 日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

管理職の給料月額における見直しの趣旨に基づき、管理職手当額についても見直しを行うため。

2 改正の内容

管理職手当の支給額を改定する。

支給対象	支給額			
	定年前再任用短時間勤務職員以外		定年前再任用短時間勤務職員	
	改正前	改正後	改正前	改正後
園長	89,600 円	93,500 円	70,800 円	74,200 円
副園長	64,700 円	67,700 円	41,900 円	49,400 円

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則新旧対照表

現 行			改正案		
本 則 [略]			本 則 [略]		
付 則 [略]			付 則 [略]		
			付 則		
			この規則は、令和8年4月1日から施行する。		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
支給範囲	支給額		支給範囲	支給額	
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員		定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員
園長	89,600円	70,800円	園長	93,500円	74,200円
副園長	64,700円	41,900円	副園長	67,700円	49,400円

令和 8 年 3 月 11 日
教育振興部教育総務課

令和 8 年第一回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

◆ 教育予算の拡充について

【質問】

- (1) 私はかねてより、子供たちは練馬区だけでなく日本の未来であり、子供への投資は必ず未来に返ってくると考えている。特に自然資源が乏しい我が国において、最大の資源は「人」であり、その育成を担う教育の質向上はまったなしの課題である。学校施設の建替えや空調機更新など、「ハード面」の整備はもちろんのこと、教育内容の充実に向けた「ソフト面」への予算拡充についても、さらなる強化が必要と考える。区の認識を伺う。

【答弁】

- (1) 子どもたちを取り巻く環境の変化が激しい時代において、次代を担う子どもたちの育成に向け、教育内容を更に充実させるためには、ハード・ソフト両面の強化が不可欠である。

教育環境の向上に向け、改築を概ね年 2 校ずつ、長寿命化改修を概ね年 1 校～2 校ずつ進めている。暑さ対策として、災害時の避難拠点の役割も持つ体育館への空調機設置を今年度に全校で完了し、現在、武道場への設置や普通教室等の空調機更新を進めている。また、全学校のWi-Fi化など、教育ICT環境の強化にも着実に取り組んでいる。

教員の指導力向上に向け、研修や校内研究の充実を図るとともに、教育アドバイザーの増員等を進めている。教員が児童生徒と向き合う時間を増やし、教材研究の時間を確保するため、サポート人材を配置するなど、教員の働き方改革に取り組んでいる。不登校、外国籍、障害児など、特別な配慮が必要な児童生徒への支援にも力を入れてきた。来年度には、教育振興部に障害児の支援調整を一元的に担う新たな組織を設置し、支援体制を更に強化する。

区の教育関係予算は、10年前の約272億円から、令和7年度の約535億円へと、約2倍に増額している。引き続き区の目指す、「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」の実現に向け、教育内容の更なる充実に取り組んでいく。

◆ 学校給食費の無償化について

【質問】

- (1) 区では、令和6年度から区立小中学校の学校給食費の完全無償化が実施され、多くの保護者から喜びの声が寄せられている。一方で、国立、私立小中学校に通う児童生徒や、不登校やフリースクールなどの理由により学校給食の提供を受けられない子どもの保護者からは、「同じ区民なのに、なぜ支援に差があるのか」等の声が寄せられている。そこで、国や都の補助制度を最大限活用し、早期に対象拡大や給食費相当額の給付支援を実現すべきと考える。区の見解を伺う。

【答弁】

- (1) 学校給食費の無償化については、これまで自治体の判断に委ねるのではなく、国が明確な方針を示すよう特別区長会等を通じて要望してきた。令和6年度から、都が国に先行して公立小中学校の給食費の無償化を開始したことを受け、区は、都の補助制度を活用して給食費の全面無償化を実施している。

国は、来年度から公立小学校の給食費の負担軽減策を開始する方針を示した。不登校児童等も対象とし、今後、中学校も検討していくこととしている。また、都は来年度から、新たに私立の小中学校を補助対象に加える方針を示した。

今後、国や都の方針を踏まえ、給食費補助対象者の拡充に向けて、検討を進めていく。

◆ 教育について1

【質問】

- (1) 物価高や少子化への対応として、教材費、修学旅行費などの教育費を無償化する自治体の事例が出ている。品川区では中学校の制服代や修学旅行費、葛飾区では小中学校の修学旅行や林間学校にかかる費用を、所得制限なく無償化している。本来は国の責任で進めるべき教育の無償化だが、給食費無償化はこれまで自治体が先導して取り組んできた結果、来年度から国が実施することになった。

区がこれまで負担していた給食費無償化分を財源として、制服代、修学旅行費、教材費など「隠れ教育費」を公費負担とすべきではないか。これにより、先払いの問題など、就学援助制度の改善にも繋がる。家庭の経済状況に関係なく、全ての子どもが公平に学べる環境整備について、区の見解を伺う。

- (2) 就学援助費における中学校の部活動費の区の支給額は4,320円である。文科省調査によると平均27,315円と、大きな差がある。区がこの金額を算定した根拠を伺う。また、実態に見合った支給額へ拡充する考えがあるか、あわせて区の見解を伺う。

(3) 制服は成長に伴い買い替えが必要なため、継続的な費用となる。品川区のように初回は無償提供し、不要になった制服は回収してリサイクルを活用することについて、区の所見を伺う。

(4) 区は、2025年度から3か年で、普通教室のエアコン更新を完了させる方針を示しているが、更新までの間、遮光カーテンや窓への遮熱フィルムなど、比較的低コストで短期間に対応可能な対策も有効と考える。区は、これらの対策については、各学校の判断に委ねているが、教育環境の公平性の観点から、区の責任で行うべきである。

また、区は、断熱改修は改築や大規模改修等のタイミングに限って行うとしている。都は来年度、老朽化した空調設備の更新に対する区市町村への新たな補助を始める。こうした補助を活用し、既存校舎においても全校で断熱改修を進めるべきである。あわせて区の所見を伺う。

【答弁】

(1) 義務教育であっても、一定の保護者負担は必要と考えている。生活が困窮する家庭に対しては、生活保護や就学援助などの仕組みにより支援をしている。義務教育に係る費用負担については、自治体任せではなく、本来、国が明確に考え方を示すべきものである。区としては、学校間や学年間で不公平が生じないように、適宜見直しを行うことは必要と考えている。

昨年3月、「練馬区学用品公費・私費負担区分ガイドライン」を策定した。学校で共用できるものなどは公費負担とし、児童生徒個人の所有物になるものなどは私費負担とすべきと定め、学校間等の経費の平準化を図った結果、公費負担の対象とする品目は大幅に拡大した。また、社会科見学のバス代の公費負担を小学5・6年生にも拡大した。現時点で標準服代や修学旅行費等に拡充する考えはない。修学旅行実施年度において、就学援助の認定後であれば、保護者の要望に応じて修学旅行費の前払いを行っている。認定前に支払うことはできないが、前年に生活保護を受給していた世帯には、認定前でも前払いを行っている。

区は来年度から、就学援助の認定基準額や入学準備費を大幅に引き上げるなど、支援が必要な家庭への施策の充実に努めている。今後もこうした取組を続けていく。

(2) 就学援助費のうち、部活動費は学校行事費に含まれ、都区財調の単価を基準に支給額を定めている。部活動にかかる費用のうち、ボールや用具など共用できるものは、ガイドラインに基づき公費負担を行っている。議員お示しの文部科学省調査の金額には、部活動費以外にも臨海・林間学校等の費用も含まれており、比較できるものではない。現時点で支給額を改める考えはない。

(3) 既にほぼ全ての学校で、PTAや保護者と連携し、使わなくなった標準服の回収や

譲渡会を開催している。

- (4) 学校の断熱対策は、基本的に改築や長寿命化改修の際に実施しているが、既存校舎の屋上防水改修の際には、断熱に配慮した改修を行うこととしている。また、各学校では、それぞれの教室環境に応じた遮熱カーテンや遮熱フィルムなどの設置を進めており、区は効果的な対策に関する相談・支援を行っている。

今年度から3年間で、改築に着手している学校等を除く全学校の普通教室等の空調機を更新しており、最上階の教室については、空調機を2台に増設している。更新が完了した学校では、空調効果が大きく改善している。更新までの応急対応として、機能の低下した空調機の分解洗浄を行っている。

これらの対策を着実に進めるとともに、空調機更新に関する都の新たな補助金についても、今後示される制度の詳細を確認し、適切に活用していく。

◆ 教育について2

【質問】

- (1) 今回の予算案では、モデル校5校での「朝の居場所事業」の試行実施が計上されている。試行実施に至った理由と取組の詳細について伺う。

また、試行実施後は、速やかに全校へ展開されることを要望する。今後の展望について、区の所見を伺う。

- (2) 大泉第二小学校の改築にあたっては、2階にある体育館を1階に配置することや、将来的な周辺道路の拡幅等により、現状でも区内平均を下回っている運動場面積が、さらに狭隘になることが懸念される。仮設時の運動場面積の確保を含めて、学校北側に隣接する区民農園の有効活用を強く求めてきたが、その後の検討状況について、区の所見を伺う。

- (3) 校舎面積と運動場面積の確保に向けて、民間プールの活用と学校西側にある「岩石園」の移設を提案する。民間プールを活用できれば、校内プールの面積を有効活用できるとともに、水泳指導の委託化により教員の負担軽減にも繋がる。岩石園は、開校20周年記念事業の一環として昭和40年に造成された。動植物観察ができる学習の場として現在でも活用され、学校・家庭・地域の連携の象徴として、多くの方に愛されている。学校北側に隣接する区民農園を「新たな岩石園」として整備することで、運動場面積の確保に繋がるだけでなく、学校と地域の連携の象徴である「大二小のシンボル」を、次の世代に継承していくことができる。これらの取組について、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 昨年実施した実態調査や保護者アンケートでは、複数の小学校で開門時間前に待機している児童がおり、見守りを教職員が担っていること、約3割の保護者が事業の実施を希望していることなどが明らかになった。そこで、児童が安心して過ごせる居場所を確保し、教職員の負担軽減を図るため、朝の居場所事業をモデル校5校で試行実施することとした。児童は、始業時間まで特別教室等で読書など自由に過ごし、シルバー人材センターの会員が見守りを行う予定である。モデル事業の検証を行い、順次拡大していく。
- (2) 改築工事期間中においては、仮設校舎の規模や位置、新校舎の建設工程等を工夫するとともに、隣接する南大泉区民農園の一部を現場事務所や資材置き場等として一時的に活用することも視野に、仮設運動場を最大限確保できるよう取り組んでいく。
- (3) 改築に当たっては、都や区の児童推計に加え、まちづくり部門と連携して近隣の開発等の情報の把握に努め、教室数を適切に確保していくが、1教室当たりの面積の拡充に伴う校舎の建築面積の拡大、周辺道路の拡幅や建築基準法等の改正による規制の強化、2階体育館を1階に配置することで、現在よりも運動場面積が小さくなるが見込まれている。

学校プールについては、現在、区全体であり方の見直しを進めており、今後、各学校の具体的な対応策をお示しする。また、岩石園については、学校やPTA、地域の皆様の意向を踏まえ、取り扱いを検討していく。

これらの課題も含め、今後、設計を進める中で、改築後の校舎および運動場の面積が最大限確保できるよう取り組んでいく。

◆ 学校施設の改修・改築について

【質問】

- (1) 昨今の資材費・人件費の高騰、働き方改革などにより、改築・改修に係る建築費が大幅に上昇している。加えて、民間事業の景況が堅調であることや人手不足など、民間事業者側の受注環境の変化も重なり、入札不調が続いている。こうした入札不調や工期延伸が教育環境に与える影響について、区としてどのような課題認識を持っているのか伺う。
- (2) 現在建て替え中で、入札不調により工期が伸びている豊溪小学校については、狭い校庭を補うための補助的な活動場所として、隣接する「土支田バードグリーン広場」の活用を検討すべきと考える。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 工事の発注に当たっては、資材の高騰や技術者不足などが大きな課題となっており、今後も先行きは不透明である。このような状況でも、学校は半数以上が築50年を経過し老朽化が進んでいるため、改築・改修による施設の更新を着実に行わなければならない。このため、練馬区学校施設管理実施計画を定め、学校の改築や長寿命化改修に計画的に取り組んでいる。債務負担行為の活用や工事業者へのヒアリングなどにより、工夫を凝らしながら入札不調のリスクの低減に努めており、計画に大幅な遅れは生じていない。引き続き、計画を着実に実施していく。
- (2) 学校の改築工事期間中は、仮設校舎の設置に伴い、グラウンドの利用に一定の制約がかかる。区は、例えば運動会の開催に当たっては、近隣校の利用を働きかけているほか、近隣にある運動に適する広いスペースの把握に努め、活用の可能性を検討している。民有地一時開放遊び場である土支田バードグリーン広場は、豊溪小学校に隣接している。今後、地権者や学校の意向を伺っていく。

◆ 部活動の地域展開について

【質問】

- (1) 部活動数は減少していても、長年の経験と実績、熟練の指導者を中心とした指導体制のある伝統校のような部活動が存在する競技もある。区は現在、地域スポーツクラブを対象に部活動の地域展開を推進しているが、今後、より多様な種目と場所による展開を進めるべきなか、そうした部活を拠点校としたうえで、選手や顧問の経験がある指導者を部活動指導員などで配置することも含めて活用し、競技や部活の特徴、現状にあわせて選択肢をつくるほうが良いと考える。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 少子化の進行に伴い、小規模な学校では部活を休止・廃止せざるをえない状況が生じている。加えて、教員の働き方改革の視点や、経験がなく専門的指導ができない教員の増加なども背景に、今後、学校での部活動の維持が難しくなっていく状況が見込まれている。

現在区では、部員が少ない部活動を中心に、14校において、合同で練習や大会参加を行っている。現在都において、部活動の「地域展開」「拠点校への集約」「外部人材の活用」を組み合わせた東京モデルの構築に向けた検討が進められており、来月にはガイドラインが策定される予定である。こうした動きも踏まえ、拠点校の設置や拠点校への部活動指導員の配置も有効な手段の一つとして、検討していく。

◆ 性暴力等の防止について

- (1) 区は、教職員による児童生徒への性暴力等の防止を徹底するため、「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」を設置し、昨年度、その提言を基とした対策方針を策定した。対策方針の策定から約1年が経過しているが、この間の取組状況、取組に対する評価・検証、今後の方向性について区の所見を伺う。
- (2) 性犯罪を発生させないハード面の対策も不可欠である。相模原市では、盗撮防止策として、警察OBによる探知機を用いた抜き打ちの校内巡回・点検を開始している。「いつ検査されるか分からない」というプレッシャーこそが、何よりの犯罪抑止効果を発揮する。あわせて、校内へ防犯カメラを設置していく対策も有効である。教育現場での性犯罪発生を物理的に抑止していく方策について、あらためて要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区は昨年度、「性暴力等防止特別対策委員会」からの提言を踏まえ、児童生徒への性暴力等を防止するための対策方針を策定し、相談しやすい環境づくりや性暴力が発生しない施設管理の徹底などに取り組んできた。

また、国際セクシュアリティ教育ガイダンスの趣旨等を反映した区独自の「人権を基盤とした教育・研修等プログラム」を作成し、今年度から全ての学校・園で、発達段階に応じた授業を実施している。中学2年生には、「いのちの授業」として、助産師による「妊娠の経過」「避妊法」等の指導を行った。また、全教職員を対象に、性暴力の未然防止や早期発見、被害者のケア等について、大学教授監修の動画資料を用いた研修を実施した。

取組後のアンケートでは、9割以上の児童生徒が「ためになった」、「今後役に立ちそう」と回答し、受講したほぼ全ての教職員が、「研修の目的・趣旨を理解できた」、「満足度が高い」と回答している。

これらを検証し、次年度の取組に繋げるため、12月と1月に、学識経験者等による「性暴力等防止対策評価委員会」を開催した。今年度の取組について概ね肯定的な評価を頂いた一方、授業や研修の大切さを児童生徒や教職員に伝える工夫が更に必要であること、授業の中で重複している内容や理解しにくい点について検討が必要であることなどのご意見を頂いた。これらを踏まえ今後検討し、より効果的な教育・研修となるよう取り組んでいく。

- (2) 評価委員会では、ハード面の対策についても議論を行い、防犯カメラについては、国が1月に示した「こども性暴力防止法施行ガイドライン」の留意点等に配慮して検討を進めるべきであること、探知機等を用いた抜き打ち調査については実施する

方向で良いのではないかと、などのご意見を頂いた。これらを踏まえ、来年度からの対策強化に向けて具体的な検討を進めていく。

◆ 性教育について

【質問】

- (1) イギリス政府は、昨年7月、学校で子どもたちにミソジニー(女性蔑視、女性憎悪)防止教育を行うと発表した。区でも、ミソジニー防止教育について研究し、性教育に反映させるべきと考える。区の所見を伺う。
- (2) 助産師による生命の安全教育については、膨大な情報量のため時間が不足し、脱落してしまう生徒も見かけた。時間数を増やすことを要望する。また、「障害児は約3倍、性被害にあいやすい」というデータもあり、特別支援の児童生徒向けの授業の充実を要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 今年度から全ての学校・園で開始している「人権を基盤とした教育プログラム」では、指導項目に「性差に基づく暴力があることについて理解すること」を位置付け、外部講師を活用した指導を行っている。その中で、「女のくせに、男なのに」という考え方が性暴力のきっかけになることなどを学んでいる。
- (2) 学識経験者等による「性暴力等防止対策評価委員会」では、今年度の取組について概ね肯定的な評価を頂いた一方、授業や研修の大切さを児童生徒や教職員に伝える工夫が更に必要であること、授業の中で重複している内容や理解しにくい点について検討が必要、などのご意見を頂いた。これらの意見を踏まえ今後検討し、来年度以降もより効果的な教育・研修となるよう取り組んでいく。

特別支援学級の児童生徒に対しては、引き続き、学年の枠にとらわれず、理解度や状態に応じて、教材や伝え方などを工夫しながら指導していく。

◆ 情報リテラシー教育について

【質問】

- (1) 都の消費生活総合センターの報告によると、小中学生がオンラインゲーム内の安価なアイテム購入から始まり、気づかぬうちに数十万円単位の課金をしてしまった事例が繰り返し報告されているとのことである。

区では来年度、児童生徒用タブレットや携帯電話の使い方、利用時の注意などを学ぶ「情報モラル講習」の対象を全小中学生へ拡充されるとのことである。その際

には、ゲーム課金に対する内容も取り入れて、保護者にもスマートフォンの利用制限の方法や課金制限をする方法を周知していただきたい。また、「情報リテラシーチェックシート」には、「課金に対する項目」を追加し、親子で話し合い、チェックできるようにすることを要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 児童生徒が、情報社会におけるリスクと責任を理解し、安全にICTを活用する力を育むため、来年度、情報モラル講習の対象を全学年に拡大して実施する。講習の具体的な内容については、今後、校長会などにおいて学校の意見も聞きながら検討していくが、課金への対策も含めて、その時々で社会的に大きな課題となっている事案については、積極的に取り入れていきたいと考えている。また、講習内容を保護者に伝える方法についても検討していく。

ICT機器の正しい使い方のルールなどについて、親子で確認するための「情報リテラシーチェックシート」についても、情報モラル講習の内容と整合を図り、実効性のあるものとなるよう、見直しを行っていく。

◆ 日本語指導について

【質問】

- (1) 外国籍の児童が最も多い光が丘春の風小学校では、606人中66人が外国籍となるなか、外部講師が6人いるものの主任教諭はひとりだけである。区は日本語学級の開設に向けた準備を進めているが、異動等も見据え、人材育成やノウハウの引継ぎと共有など対策は急務である。また、区は今後、中学校の日本語学級設置についても検討するとしている。あわせて、今後の見通しを伺う。

【答弁】

- (1) 今年度から、日本語指導が必要な児童が多く在籍する光が丘春の風小学校をモデル校として、日本語指導教員を配置している。当該校では、担任や管理職を交えた10名程度の校内委員会において、日本語指導の状況や在籍学級における児童の様子を情報共有し、学校全体でより効果的な指導方法を検討している。また、他の教員が日本語指導教員のサポートを行う体制も整えている。今後、当該校で日本語学級が開設した際には、現在と同じ規模であれば、3名程度の日本語指導教員が配置される見込みである。

中学校においても、日本語指導教員を配置するよう、すでに都に要望しており、引き続き中学校への日本語学級設置について検討していく。

◆ 学校におけるカームダウンスペースについて

【質問】

- (1) 学校内でのカームダウンスペース（集団での活動が困難となった児童生徒が一時的に気持ちを落ち着ける居場所）は、現状では、空き教室を活用しているとのことである。空き教室がない学校もあるため、より安定した支援が必要と考える。また、学校改築の際には、カームダウンスペースを確保していくべきと考える。あわせて区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 集団での活動が困難となった児童生徒に対して、一時的に気持ちを落ち着ける居場所を用意することは重要であり、児童生徒と教員が、落ち着くことのできる場所や方法を事前に話し合い、決めておくことも重要である。

各校では主に空き教室を活用し、空き教室がない学校においても、会議室や保健室等を一時的に活用するなど、工夫をしながら対応している。その上で、教員研修等を通じて具体的な対応事例や適切な支援方法について理解を深め、一人ひとりの障害特性に応じた対応を行うよう努めている。

学校改築の際には、カームダウンスペースにも活用できる多目的室を整備するなど、特別な配慮が必要な児童生徒への支援の充実を図っていく。

◆ 発達性読み書き障害について

【質問】

- (1) 発達性ディスレクシア（発達性読み書き障害）とは、発達特性の一つとして捉えられるもので、知的発達に遅れがないにもかかわらず、読んだり書いたりすることに困難がある特性である。現在、区立学校において発達性読み書き障害が疑われる、または診断のある児童生徒の実態をどのように把握されているか。あわせて、学校現場ではこうした児童生徒をどのように個別の支援につなげているのか伺う。
- (2) 発達性読み書き障害は、適切な支援と環境があれば、本人が持つ能力を最大限に発揮することは十分可能である。だからこそ、早期に読み書きの困難を把握し、専門的支援へ確実につなげることが極めて重要であり、早期発見・早期支援に向けた体制を整えるべきだと考える。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 発達性読み書き障害については、読み書きを習っていない就学時健診の時期では正確な判断をすることが困難なため、小学校入学後に教員が学習状況を丁寧に観察

し、スクールカウンセラーとの面談なども行い、早期発見に努めている。その後、保護者の意向を確認しながら、教職員や臨床心理士などで構成する校内委員会で個別指導計画を作成し、適切な支援につなげている。

- (2) 学校間で支援内容に差が生じないように、教員研修において、区社会福祉協議会が作成した周知啓発冊子等を活用し、障害への理解を促進するとともに、各校での合理的配慮の取組や、国がまとめた支援事例の共有などを行っている。児童生徒には、タブレットを活用し、書く活動を軽減したり、読み書き障害を支援するデジタル教材を使用するなどの配慮を行っている。個別指導が必要な場合には、主に特別支援教室で指導を行うなど、児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行っている。

来年度から、民間支援機関と連携した言語聴覚士などによる学校訪問事業を実施し、早期発見・早期支援の体制をさらに充実する。引き続き、発達性読み書き障害がある児童生徒が、安心して学習に取り組めるよう、関係機関と連携した支援を行っていく。

◆ 校則、不登校等、教育の課題について

【質問】

- (1) 全校の校則の頻出単語を、AIで分析したところ、1位 指導、2位 生活、3位 学校、4位 身だしなみ、5位 頭髪、6位 服装、7位 規則、8位 集団、9位 登下校、10位 禁止であり、管理・外見・統制のワードが支配的であった。管理的な校則から脱却し、人権ベースで見直す必要がある。区の所見を伺う。
- (2) 区の中学校の校則では、改正要件を明記しているのは2校のみだった。生徒にわかるよう校則の改正要件を明記すべきである。学校への周知方法を含め、区の所見を伺う。あわせて、校則に関するつぎの2点について、区の所見を伺う。
- ① 身だしなみを整えるよう求めながら、ほぼ全ての学校で整髪料を禁止している。逆にOKとする学校もあり、不公平である。矛盾する規定や、学校間の不公平については是正を要望する。
- ② ある学校では、「先生の許可がなければ、水筒の水を飲めない」「体育で、水を飲む時間が決められている」などの制限がある。命に関わる水分補給に許可を必要とすること自体、人権侵害である。いつでも自由に飲むことを全校へ周知徹底することを要望する。
- (3) 近年不登校が急増する小学校でも、数多くの細かなルールが決められている。子どもに緊張感を強いて、居心地を悪くし、登校しぶりや不登校につながるものと考えられる。登校特例校（学びの多様化学校）の先駆け、岐阜県の草潤中学校では、服装

も頭髪も自由、担任は生徒が指名、行事は全て生徒が企画、授業は教室、自宅、オンライン、どこで受けてもOK。今必要とされているのは、まさにこういう学校ではないか。学びの多様化学校の設置を要望する。区の見解を伺う。

- (4) 区内の不登校の子どもの居場所で、演劇教育の手法を使った不登校児の心の回復、自己肯定感向上を目指す「コミュニケーション力向上プログラム」が行われている。小金井市、中野区では、行政として取り組んでいる。練馬区も事業化すべきである。不登校児のコミュニケーション教育の重要性とあわせ、区の見解を伺う。
- (5) 区内のある中学校では、不登校生徒がオンラインで授業に参加できるようになった。朝のHRの「おはよう」など、コミュニケーションが継続することで、再登校につながった生徒もいる。この取組を周知するとともに、全校で実施できる体制づくりを要望する。区の見解を伺う。
- (6) なぜ子どもの「助けて (SOS)」が見過ごされてしまうのか。それは、わかりやすい言葉や表現ではないからである。ゲーム依存、非行や過激なダイエットなど、「問題行動」とされる状態や行動のなかに「助けて」が隠されている。子どもの問題行動を子どもからのSOSだと捉える必要性、大人がSOSの聞き方を学ぶ重要性、学校だけにまかせない支援体制について、区の見解を伺う。
- (7) 大阪府寝屋川市では、弁護士経験者らによる「監察課」を市長直轄で新設した。1か月以内でのいじめ停止を掲げ、被害者側の弁護士費用も負担する。教育と切り離れた「人権問題」として扱う「寝屋川モデル」として、注目されている。いじめを教育現場で解決する限界がある。寝屋川市のような、学校から切り離れた対応の構築を要望する。区の見解を伺う。

【答弁】

- (1) 校則は、学校が教育目標を実現していく上で、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律であり、発達段階に応じて社会規範の遵守について指導を行う重要な教育的意義がある。学校側が一方向的に管理・統制するために定めているものではない。見直しに当たっては、生徒総会で議題に挙げたり、校内に意見箱を設置することなどにより児童生徒の考えを採り入れている。学校評価アンケートや学校評議会等により保護者や地域の声も聞いている。こうした取組により、持ち物や服装、頭髪などに関する校則の見直しが進められている。
- (2) 校則改正の手続きについては、4校が校則等に明記し、その他の学校では、学級活動や生徒総会等を通じて生徒へ周知している。このほか、水分補給のルールも含め、学校間で相違がある。区は、4月の生活指導担当者連絡会で、校則を配付し、他校と比較検討する機会を設けている。引き続きこうした機会や校長会等を通じ、学校間の均衡を図るよう働きかけていく。

- (3) 学びの多様化学校は、不登校児童生徒の状態に配慮し、授業時間や教育活動を柔軟に設定できる学校であるが、集団で生活する以上、一定のルールは必要と考えている。引き続き他自治体の事例を踏まえ、研究していく。
- (4) 不登校児童生徒へのコミュニケーション能力の育成は重要であり、トライ・フリーマインドなどでは、発言を否定しない約束の下、自分の思いを伝え、相手の気持ちを受け止めるグループセラピーや、カードゲームを用いた交流活動などを行っている。
- (5) 既に各学校では、タブレットを活用したオンライン授業を行っており、全校Wi-Fi化による通信環境の向上により、今後更に活用が広がると考えている。
- (6) 年3回のふれあい調査アンケートや、小学3・5年生と中学1年生への全員面接、SOSの出し方に関する指導などを通して、困った時に自ら助けを求める力の育成を図っている。また、ねりまホッとアプリプラスを活用し、タブレットパソコンから悩み事等の相談ができる環境を整えている。教員には、心の変化に気付くことの重要性を学ぶ研修を行い、気になる児童生徒にはスクールカウンセラーを始め、教職員が積極的に声を掛けるよう取り組んでいる。
- (7) 区では、スクールロイヤーを配置し、いじめ問題だけでなく、不登校や保護者間トラブルなど、多岐にわたる相談に迅速に助言してもらうことで、速やかな問題解決や、教員の業務負担軽減につなげている。必要に応じて保護者との面談にも同席している。また、弁護士や医師等で構成する学校事故詳細調査委員会を定期的を開催し、専門分野の視点から助言を頂き、いじめ対策に取り組んでいる。

◆ 評価のあり方等について

【質問】

- (1) 「児童の学習意欲や自己肯定感を尊重するねらい」から、通知表をなくす動きが各地で出ている。教員の負担軽減にもなることから、区においても、通知表をなくしたり、評価のあり方を見直すべきである。区の所見を伺う。
- (2) 高校受験は、点数、内申で人生が左右される。受験は、能力主義が前提の制度である。この受験制度があるからこそ、1～5の評価の差が生じる。「そんな態度なら内申を下げるぞ」等、教師から脅された話も聞く。受験制度が、教師の権力濫用を招くのである。受験制度が中学校の教育に影響を及ぼしている点、改善すべき点について、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 各学校では、学習指導要領を踏まえ、教科ごとに学習の目標や評価規準等を設定

し、児童生徒一人ひとりの達成状況に応じて段階的に評価している。その結果を通知表等で伝えることは、自らの学習状況を認識させ、次の学びへの一層の努力を促すとともに、学習の成果や課題を保護者と共有する上で、必要と認識している。現時点で、通知表を廃止する考えはない。

- (2) 子どもたちが、これからの予測困難な社会を生き抜くためには、個性を伸ばし、自らの力で将来を見据えた適切な進路を選択することが必要と考えている。その基礎を身に付ける上で、中学校での教育は非常に重要であり、教員の指導力と、公正・公平かつ客観的に評価する能力が求められる。今後も研修等を通して教員の能力向上に取り組んでいく。

◆ 豊溪中学校について

【質問】

- (1) 今年、光が丘第一中学校との統廃合に向けて、学校関係者・保護者・町会自治会などで構成する準備会が立ち上がり、今後、統廃合に向けた議論が本格化していく。議論の根幹に関わる前提として、今回の統廃合は光が丘第一中学校への「吸収」なのか、それとも「対等な統合」なのか。教育委員会の基本認識をあらためて伺う。
- (2) 昨年11月の文教児童青少年委員会での報告によれば、豊溪中学校の通学区域内居住者83名のうち、55名が隣接する光が丘第一中学校を希望し、豊溪中学校の希望者はわずか14名であった。こうした状況にあっても、豊溪中学校を選択した子供たちに、これまでと遜色のない学習環境を保障し、「この学校に入学してよかった」と心から思える教育を提供することこそ、教育委員会の重要な責務である。区の所見を伺う。
- (3) 令和9年度から実施予定の両校の交流活動については、豊溪中の生徒が一方的に「移動する側」に偏らぬよう、双方向性を確保し、公平性を担保した運用を徹底すべきと考える。また、イングリッシュキャンプやスキー教室、修学旅行などの学校行事については、効率性を優先して安易に他校と合同実施せず、単独実施を希望する場合には、それに応えられるよう人的・財政的な支援を行うべきと考える。あわせて区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 令和5年度に策定した「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」において、統合・再編については、「統合対象としたいずれの学校も廃止し、新校を設置する方法」または「対象の過小規模校のみを廃止し、近隣校の学区に編入する方法」のいずれかにより行うこととしている。現時点で、豊溪中学校と光

が丘第一中学校の統合・再編に関して、どちらの方法で行うかは決まっていない。今後設置する統合準備会で、保護者や地域の皆様などのご意見を伺いながら検討していく。

(2) 統合・再編の対象校において、入学者が少なくなった場合でも、引き続き良好な教育環境を提供していくことは、教育委員会の責務と考えている。昨年9月に策定した「区立学校適正配置第二次実施計画」においても、児童生徒の教育に支障が生じないように創意工夫していくことを明記している。

(3) 教員は学級数で配置されるため、今後も、現在とほぼ同数の教員が確保できる。授業や校外学習、運動会などの行事、部活動も含め、様々な工夫が可能であると考えており、豊溪中学校だけで実施できる教育活動については、可能な限り単独で実施できるよう支援していく。例えば、イングリッシュキャンプの際には、現地では豊溪中学校が単独で活動することを基本としつつ、往復のバスは他校と同乗することなどにより、費用負担の軽減を図ることもできると考えている。両校の交流活動についても、準備会の中でご意見を伺いながら、適切な実施方法を検討していく。

豊溪中学校における教育課程や学校経営計画等については、生徒の気持ちを尊重して策定していく。

◆ 区立学校の適正配置について

【質問】

(1) 学校統廃合が決定した豊溪中は、今年度の1年生は46人だが、現時点での来年度の入学希望者は15人である。区は、今いる子どもたちをさらなる過少規模に追い込むことへの責任をどう考えるのか、また、今いる子どもたちをどう支援するのか伺う。

(2) 豊溪中では、中学校初のコミュニティスクール化や、PTAが広報に力を入れるなど生徒数を増やす努力をしてきたにも関わらず、区の計画によって、生徒数を激減させられる。地域が、保護者が、そして子どもたちが一体どんな思いか。

想像力に欠けた練馬区と対照的に、長野市教育委員会は児童数22人の小学校を残した。その研究論文『中山間地域における学校の存廃をめぐる合意形成の問題』によれば、「結論をあらかじめ定めてそこに誘導するやり方ではなく、情報を提供しつつ保護者に自由に議論してもらいやり方」を採用したとのことである。練馬区が学ぶべき、この長野市教育委員会の”真の合意形成”の手法について、区の所見を伺う。

【答弁】

(1) 将来にわたって学校教育の充実を図り、児童生徒に良好な教育環境を提供するために、学校の適正配置を計画的に行うことが必要である。

統合・再編の対象校の入学者が少なくなった場合でも、引き続き良好な教育環境を提供していくことは、教育委員会の責務と考えている。昨年9月に策定した「区立学校適正配置第二次実施計画」においても、児童生徒の教育に支障が生じないように創意工夫していくことを明記している。

豊浜中学校は令和11年度の統合・再編が決定したが、教員は学級数で配置されるため、今後も、現在とほぼ同数の教員が確保できる。授業や校外学習、運動会などの行事、部活動も含め、様々な工夫が可能であると考えており、豊浜中学校だけで実施できる教育活動については可能な限り単独で実施できるよう支援していく。他の学校にも同様に対応していく。

(2) 「区立学校適正配置第二次実施計画」は、令和5年度に策定した基本方針に基づき策定したものである。基本方針は素案の段階で区民の皆様に広く周知し、ご意見を伺った上で、住民の代表である議会に説明して成案とした。実施計画の策定に当たっても、令和6年12月に素案をお示しし、学校での全体説明会や、保護者からの要望を踏まえた個別説明会、オープンハウスなどを開催したほか、反対意見を寄せている方々に様々な機会でお話を伺い、丁寧な説明を行ってきた。その上で、取り入れられるご意見は計画に反映した。計画に反対の趣旨の陳情については、区議会で不採択のご判断を頂いた。結論ありきで進めてきたものではない。

学校の適正配置は、各自治体の置かれている状況を踏まえ、それぞれの考え方に基づいて進められているものと考えている。

◆ これからの図書館のあり方について

【質問】

(1) 先日、岐阜県岐阜市にある「みんなの森 ぎふメディアコスモス」を視察した。特徴的なのは、木造格子の屋根から吊り下げられた「グローブ」と呼ばれる大きな傘のようなシェードで、このグローブが柔らかく空間を緩やかに区切り、その下で来館者が思い思いの時間を過ごしていた。そこには、従来の図書館に見られる「静粛に」といった張り紙は、そもそもない。私が訪れた際も、社会科見学と思われる子供たちが本を手に取り、友達と話し合う声や足音が、館内の「適度なざわめき」として空間に溶け込み、むしろ心地よい活気を生み出していた。

子どもから高齢者まで多くの市民に愛され、活用されている現状を見れば、それ

が決して無駄な投資ではなかったことは明らかである。まさに、誰もが排除されず、自分らしくいられる「居場所」がそこにあった。

練馬区においても、メディアコスモスのような、人が集い、交流できる「滞在型」の機能をより強化していただきたい。図書館の魂は「効率」だけでなく、「人」と「空間」に宿る。古い基準や床面積の議論、あるいは目先の効率性だけにとらわれず、練馬の文化レベルを一段引き上げるような、夢と体温のある図書館政策への転換を要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

(1) 近年、利用者ニーズの多様化により、静かに本を読むための「静」の空間と、会話を楽しんだり、共に学ぶための「動」の空間をすみ分けた図書館が増加している。区では、令和4年度に策定した、概ね10年後の将来像を示す「これからの図書館構想」において、「多様なニーズに応える空間の創出」を取組項目の一つに掲げ、静と動の空間を整備する方向性を示している。これを踏まえ、昨年策定した「第五次子ども読書活動推進計画」では、小さな子ども連れの保護者や会話を楽しみたい児童生徒も気兼ねなく利用できるよう、館内で声を出しても構わない時間帯やスペースを設定する「おしゃべりタイム」をリーディングプロジェクトに位置付け、今年度から10館で開始している。

また、令和3年度に策定した「練馬区立美術館再整備基本構想」では、貫井図書館のリニューアルにあわせ、子どもたちが自由にお絵描きや工作ができるブック・アート・キッズスペースや、カフェを併設し、賑わいのある融合空間を実現することとしている。今後も、多様なニーズを踏まえ、誰もが安心して、心地よく過ごせる図書館運営に取り組んでいく。

◆ 学童クラブについて

【質問】

- (1) 区は、来年度新設する2か所の学童クラブについて、有資格者の配置基準を引き上げるなど、東京都が創設した認証学童クラブの基準により運営の質の向上を図り、認証を取得することである。今後は、既存の学童クラブについても、早期の認証取得に取り組む必要があると考える。区の所見を伺う。
- (2) 現在、早宮小児童は3つの学童クラブを利用しており、新たな学童クラブ棟整備による定員拡大への地域の期待は大きい。利用開始までの今後の予定について伺う。

【答弁】

- (1) 区は、来年度新設する学童クラブ2か所で、職員の配置基準を引き上げ、東京都

認証学童クラブの認証を取得して、保育の質の向上を図っていく。既存の学童クラブについては、令和9年度の認証取得を目指し、職員配置への変更等、委託事業者との協議を進めていく。

- (2) 早宮小学校では、新しい学童クラブ棟の整備に向けて、現在、樹木の移植など付帯工事を行っており、3月から本体工事に着手する。来年2月に完成し、同年4月から、定員を40人から135人へと拡大して運営を開始する予定である。

◆ 保育施策について

【質問】

- (1) 昨年9月から第一子の保育料無償化が開始され、全ての児童が保育料無償化の対象となった。こうした状況を受け、本年4月の入園申込も増加することが予想されるが、現状を伺う。区の待機児童は、平成25年に最多578名を記録したが、前川区長就任後、速やかに待機児童ゼロ作戦を展開し、5年連続の待機児童ゼロを達成している。こうした実績を着実に継続していけるよう、引き続き、1年保育の活用や定員の弾力的な運用など、対策を一つひとつ積み上げていくことが必要と考える。区の所見を伺う。
- (2) 病児・病後児保育施設に対する財政支援の強化について、この間の検討状況について区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 来年度の保育利用申込者数は、1次申込み時点で昨年度に比べ345名増加している。中でも、昨年9月から東京都の第1子保育料無償化が開始された0歳から2歳の増加が顕著である。特に保育需要の高い地域では、1・2歳児の1年保育や練馬こども園低年齢型の実施施設を拡充するなど、更なる定員確保に努める。
- (2) 病児・病後児保育については、国の公定価格引き上げを踏まえ、委託費に係る算定基礎額を増額する。あわせて、子どもの受け入れ数に応じた加算を新設するなど、事業者に対する財政支援を拡充する。

◆ 子育て施策について

【質問】

- (1) 春日町青少年館の改築に当たり、中高生、若者の居場所の拡充や改善について、区の所見を伺う。あわせて、改修の間の学習室や居場所の継続をどうするのか伺う。
- (2) 春日町青少年館を拠点に活動をしている練馬児童劇団は、スタートは1979年と古い事業ながら、発表会も人気が高く、2025年は1549人中、約500人が落選する人気

チケットである。ゆとりを持って子どもたちが臨めるよう、公演日程を2日間に増やすことを提案する。また、申込は往復はがきか、館での受取りというオールドスタイルであり、改善を要望する。区の所見を伺う。

- (3) 今年度「ねりまママパパてらす」が始まった。既存の類似事業に「遊遊スクール」があり、使いにくさの改善を求める要望が上がっている。新規事業立ち上げの際は、職員の負担も考慮し、まずは今ある事業、継続してきた事業の改善に努めるべきである。区の所見を伺う。
- (4) 区が閉園を決定した谷原保育園について、現在の園の状況、保護者や園児の気持ちについて、区の受け止めを伺う。
- (5) 谷原保育園の近隣の待機児童の状況を見れば、この地域には保育園がまだまだ必要である。建て替えて再び谷原保育園を開くこと、子どものための場所として残すことを要望する。あわせて区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 春日町青少年館の改築に当たっては、公共施設等総合管理計画実施計画に基づき、必要な施設機能は維持しつつ、若者サポートステーションのスペースを拡充する。あわせて、街かどケアカフェを新設し、多世代が集まる交流スペースの設置など検討を進めている。休館中の中高生の居場所等については、児童館など近隣の施設をご案内する。
- (2) 練馬児童劇団では、活動の成果として、年1回、1日2公演の発表会を行っている。毎年、定員を超える観覧申込みを頂いているが、団員の体力や学業等との両立の観点から、公演日数を増やすことは考えていない。保護者の方には、発表会前にプレ公演を行い、観覧の場としている。申込みや入場券の受取方法については、区が進める手続きのオンライン化の中で、利便性の向上に取り組んでいく。
- (3) 「ねりまママパパてらす」は、子育て中のママやパパが講師となり子どもや子育て家庭向けに実施する自主講座などに助成する新たな取組である。地域団体に委託して実施する「ねりま遊遊スクール」とは目的が異なる。事業実施に当たっては、新規事業の立ち上げ時に限らず、不断の見直しを行い、効率的かつ効果的な執行に努めている。
- (4) 谷原保育園では、安定した保育環境で園児が過ごせるよう、保育士の加配や異年齢保育の実施など工夫して日々の保育に取り組んでいる。また、園職員の意見を聞きながら、隣接するしろくま保育園の園児との交流も行っている。保護者の方には、ロゴフォームにより継続してご意見を伺うとともに、しろくま保育園への転園を希望される方には、優先的に対応している。引き続き、閉園までの間、丁寧な対応に努めていく。

- (5) 谷原保育園は老朽化が進行しており、将来の安定した保育の提供に課題がある。そのため、公共施設等総合管理計画実施計画に基づき、令和8年度末に閉園する予定である。閉園計画を見直す考えはない。

◆ ケアリーバーへの支援について

【質問】

- (1) 区は、今年度より「ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト」として、都内で初めて、都児相連携型の社会的養護自立支援事業を開始されたことを高く評価する。はじめに、この支援事業を利用しているケアリーバーの方の人数を伺う。
- (2) ケアリーバーの18歳以上の半分が正社員として就職したものの、3年後には6割が離職し、また、派遣や契約社員、パートなどの非正規雇用者も約4割と、安定した生活の継続が難しい状況でもある。ケアリーバーが離職した際に、就労に結びつきやすい技術スキル等を習得するための学費等の補助を行って頂くことを要望する。区の所見を伺う。
- (3) 社会に出ると、様々な課題に直面する。ケアリーバーに対し、区の主催で行う民間カフェや区立施設での居場所事業を、社会に出る前に確実に周知され、連携するなど、ケアリーバーを孤立させない対策を検討していただきたい。また、居場所には、ぜひ施設の職員や先輩ケアリーバーの方に参加を頂いて、ピア相談ができる体制を整えることを要望する。さらに、居場所に直接行かれない人への対応として、オンラインでの開催も検討することを要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区では、今年度から、児童養護施設や里親のもとで育った若者の不安を解消し、自立を支援するため、都内で初めて、都児相連携型の社会的養護自立支援事業「ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト」を開始した。現在、生活支度金や家賃・光熱水費等の経済的支援を13名の方に行っている。この方々には、春日町青少年館での居場所事業や弁護士による法律相談等をご案内し、必要に応じ利用していただいている。
- (2) 本事業では、定期的に若者が交流できる場を提供するとともに、就職に関する相談も受けられるようにしている。就労につながる資格取得等については、都や民間団体が行っている費用助成等を周知していく。
- (3) これまでも、児童養護施設や里親への説明、対象となる若者に、居場所事業の個別案内を行ってきた。引き続き、居場所の利用につながるよう、きめ細かく周知していく。居場所事業は、必要に応じ、児童養護施設の職員に参加いただくなど、連

携して実施している。若者がより相談しやすいよう、当事者によるピア相談やオンライン開催などについて検討していく。

(参考) 区長部局答弁

◆ 児童福祉行政について

【質問】

(1) 児童福祉行政について、区の考えを伺う。

【答弁】

(1) 私は昭和46年、当時の美濃部都政に惹かれ、理想を抱いて東京都に入った。希望通り、最初の10年間は福祉の現場で働いた。うち6年半が児童福祉であった。多摩地区や近県の児童養護施設を訪ねては泊まり込み、子ども達と遊んだ。若かった私に、幼い子ども達が群がって離れず、肉親の愛情に飢えた子ども達がいじらしくて愛おしくて、この子達のために自分ができることは全てやろうと心に誓った。私に抱きついてきた、沢山のか細い身体と手足の感触を忘れたことはない。この体験から確信している。全ての子どもには無条件で絶対の愛情が不可欠なのである。

福祉局では、日本で初めて養子縁組を目的としない里親制度を創設し、さらに児童養護施設への家庭的な処遇の導入、児童相談所の増設と運営の改革など、微力ながら力を尽くした。それから歳月が過ぎて、石原都政に移行した。自ら希望して福祉局長となった私は、知事から、「無駄な福祉を削減しろ、それが出来なければ君を削減する」と厳命を受けた。そこで、私は徹底的に福祉の充実に取り組みようと決意して、認証保育所の創設など様々な改革に取り組み、里親制度も飛躍的に充実させた。

「ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト」は、二十数年にわたる児童養護の盟友であり、私が最も信頼し、敬愛する里親さんに相談し、具体的に事業を構築したものである。本来であれば都の仕事だが、東京都練馬児童相談所が設置された事もあり、敢えて区として、都立児相と協力して踏み込もうと決めた。私の、永い永い児童福祉の取組の一つの到達点である。

児童福祉は、公務員としての私の原点であり、今でもライフワークとなっている。今後とも、生まれ育った環境によらず、自らの意思で希望する未来を切り拓けるよう、児童養護施設や里親の手を離れた若者たちの自立を支援していく。

令和 8 年 3 月 11 日
教育振興部学校施設課

令和 8 年度 学校関係工事計画（案）について

1 概 要

区 分	小学校	中学校	計
改築等工事	5 校	3 校	8 校
校舎等改修工事	5 校	3 校	8 校
一般改修工事	11 校	8 校	19 校
設計等委託	26 校	16 校	42 校
リース契約	29 校	15 校	44 校
合 計	76 校	45 校	121 校

2 公 表

予算成立後、区のホームページに掲載する。

3 工事計画内容

別紙のとおり

小学校			
区分	内容	学校名	予定工期
改築等工事	校舎等解体工事	立野小	8年6月～9年3月
	校舎等改築工事	練馬東小	7年12月～11年3月
		向山小	7年12月～10年12月
		豊溪小	8年3月～12年2月
		立野小	8年12月～12年3月
校舎等増築工事	石神井小	8年6月～10年3月	
校舎等改修工事	長寿命化改修工事	開進第一小、開進第二小	8年6月～10年3月
	校舎屋上防水外壁等改修工事	大泉学園緑小(期) 南田中小(屋内運動場) 南が丘小(期)	8年3月～9年2月
一般改修工事	トイレ改修工事	練馬第三小、春日小、石神井西小 富士見台小	8年5月～9年2月
	プール改修工事	光が丘春の風小、泉新小	8年7月～9年3月
	プールろ過機改修工事	豊玉南小、石神井小	8年5月～9年3月
	屋内運動場天井照明改修工事	開進第四小、大泉第三小、大泉第六小 大泉学園小	8年5月～10月
	普通教室等空調設備更新工事	上石神井小	8年5月～10月
設計等委託	校舎等改築・改修工事監理	練馬東小、向山小、豊溪小、立野小 石神井小(増築) 開進第一小(長寿)、開進第二小(長寿)	工事予定工期と同じ
	校舎等改築基本設計	練馬小、大泉第二小	8年1月～9年3月
		中村小、豊玉第二小	8年12月～10年3月
	校舎等改築実施設計	立野小	7年5月～8年10月
		中村西小	8年4月～9年7月
	校舎等増築設計	石神井小	6年12月～8年8月
	長寿命化改修基本設計	大泉第三小	7年12月～9年1月
		大泉小	8年12月～10年1月
	屋内運動場天井照明改修設計	田柄第二小、泉新小	7年12月～8年7月
	給水設備改修設計	大泉第六小	7年12月～8年12月
	トイレ改修設計	開進第三小、光が丘第八小、石神井台小 南田中小	8年5月～9年3月
非常放送設備改修設計	光和小	7年12月～8年10月	
火災報知設備改修設計	光和小	7年12月～8年10月	
プール改修設計	北町西小	8年5月～9年3月	
リース契約	普通教室等 空調設備更新工事	小竹小、豊玉小、豊玉第二小、豊玉東小 中村小、開進第三小、開進第四小、仲町小 南町小、北町小、北町西小、練馬第二小 田柄小、田柄第二小、旭町小、高松小 光が丘第八小、石神井台小、北原小 関町小、大泉小、大泉第一小、大泉第四小 大泉第六小、大泉南小、大泉学園小 泉新小、南田中小、八坂小	8年4月～9年2月

中学校

区分	内容	学校名	予定工期
改築等工事	校舎等解体工事	上石神井小・中（中プール棟のみ）	8年8月～12月
	校舎等改築工事	旭丘小・中	5年10月～8年12月
		田柄中	6年12月～9年8月
校舎等改修工事	長寿命化改修工事	石神井南中	7年6月～9年3月
	校舎屋上防水外壁等改修工事	開進第二中（期）、関中（期）	8年3月～9年2月
一般改修工事	トイレ改修工事	谷原中、三原台中	8年5月～9年2月
	プールろ過機改修工事	練馬東中	8年9月～9年3月
	非常放送設備改修工事	石神井東中	8年5月～10月
	屋内運動場天井照明改修工事	中村中、豊彦中	8年5月～10月
	校庭散水設備改修工事	大泉第二中	8年5月～10月
	普通教室化等改修工事	谷原中	8年5月～9年2月
設計等委託	校舎等改築・改修工事監理	旭丘小・中、田柄中、石神井南中	工事予定工期と同じ
	校舎等改築実施設計	上石神井小・中	7年5月～9年3月
		大泉学園中	8年4月～10年11月
	長寿命化改修基本設計	石神井西中	7年12月～9年1月
	長寿命化改修実施設計	豊彦中	8年4月～9年3月
	校舎屋上防水外壁改修設計	大泉第二中	8年3月～12月
	水飲栓直結化設計	開進第四中（家庭科調理室）	7年12月～8年12月
	屋内運動場天井照明改修設計	練馬中	7年12月～8年7月
	トイレ改修設計	光が丘第二中、南が丘中	8年5月～9年3月
	非常放送設備改修設計	谷原中、三原台中	7年12月～8年10月
	火災報知設備改修設計	谷原中	7年12月～8年10月
普通教室化改修設計	貫井中	8年5月～9年3月	
リース契約	普通教室等空調設備更新工事	中村中（武道場含） 開進第一中（武道場含） 開進第二中、開進第三中 北町中（武道場含）、練馬中（武道場含） 貫井中（武道場含）、豊彦中 光が丘第二中（武道場含） 石神井中（武道場含） 石神井東中（武道場含） 南が丘中（武道場含） 大泉中（武道場含） 大泉第二中（武道場含） 八坂中（武道場含）	8年4月～9年2月

令和 8 年 3 月 11 日
教育振興部保健給食課

令和 8 年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

練馬区立少年自然の家において、各種設備の法定点検等(消防設備・ボイラー設備法定点検、害虫駆除等)を行うため、練馬区立少年自然の家条例第 4 条に基づき、下記のとおり臨時休館する。

記

1 臨時休館

施設名	期 間
軽井沢少年自然の家	令和 8 年 4 月 7 日 (火) ～10 日 (金) 4 月 19 日 (日) ～22 日 (水) 5 月 15 日 (金) ～16 日 (土) 7 月 17 日 (金) ～18 日 (土) 9 月 1 日 (火) ～12 月 31 日 (木) 令和 9 年 1 月 7 日 (木) ～ 8 日 (金)
武石少年自然の家 (本館・新館)	令和 8 年 5 月 6 日 (水) ～ 8 日 (金) 7 月 16 日 (木) ～17 日 (金) 9 月 24 日 (木) ～25 日 (金) 12 月 8 日 (火) ～10 日 (木) 令和 9 年 1 月 7 日 (木) ～ 8 日 (金) 3 月 16 日 (火) ～17 日 (水)
岩井少年自然の家	令和 8 年 4 月 6 日 (月) ～10 日 (金) 5 月 7 日 (木) 7 月 15 日 (水) ～18 日 (土) 8 月 7 日 (金) ～ 9 日 (日) 8 月 31 日 (月) ～ 9 月 4 日 (金) 9 月 18 日 (金) 11 月 6 日 (金) 12 月 4 日 (金) 12 月 21 日 (月) ～24 日 (木) 令和 9 年 1 月 6 日 (水) ～ 8 日 (金) 1 月 13 日 (水) ～15 日 (金) 3 月 8 日 (月) ～12 日 (金)

2 周知方法

区ホームページへの掲載および各少年自然の家での案内

令和 8 年度図書館特別館内整理期間について

練馬区立図書館条例第 4 条第 2 項および練馬区立図書館条例施行規則第 2 条第 2 項に基づき、令和 8 年度の特別館内整理期間を下記のとおり設定する。

記

1 目的

図書館資料の整理（システムの目録データと実物の図書資料の照合・確認等）および施設設備の点検等を行い、図書館利用者のサービスの維持向上を図る。

2 期間

図書館名	令和 8 年度特別館内整理期間（実施日順）	日数
光が丘図書館	令和 8 年 6 月 12 日（金）～ 18 日（木）	7 日間
南大泉図書館 南大泉図書館分室	令和 8 年 6 月 22 日（月）～ 26 日（金）	5 日間
貫井図書館	令和 8 年 9 月 7 日（月）～ 11 日（金）	5 日間
関町図書館	令和 8 年 11 月 9 日（月）～ 13 日（金）	5 日間
石神井図書館	令和 8 年 12 月 7 日（月）～ 11 日（金）	5 日間
稻荷山図書館	令和 9 年 1 月 25 日（月）～ 29 日（金）	5 日間
南田中図書館	令和 9 年 2 月 1 日（月）～ 3 日（水）	3 日間
平和台図書館	令和 9 年 2 月 15 日（月）～ 19 日（金）	5 日間
大泉図書館	令和 9 年 3 月 8 日（月）～ 12 日（金）	5 日間

練馬図書館・小竹図書館および春日町図書館については、工事等を予定しているため、日程が確定次第、別途報告する。

3 周知方法

区報、図書館ホームページ、各館おやすみカレンダー、ポスターにより周知する。

資料 7

令和 8 年 3 月 11 日
こども家庭部こども施策企画課

練馬こどもカフェの新規店舗について

練馬こどもカフェは、民間カフェ等と協働し、子どもが学び遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供するため、区内カフェ等の店舗スペースを活用して保育士や幼稚園教諭等による子育て講座を実施している。

この度、以下の店舗において、新たに練馬こどもカフェを実施することとしたため、報告する。

1 利用対象者

区内の就学前の乳幼児およびその保護者

2 新規店舗

(1) 店舗名 Studio AN-D (スタジオアンド)

(2) 代表者 尾崎 智之

(3) 所在地 練馬区関町北二丁目 30 番 4 号 コーポオーカー 1 F

※ 2 月中旬に店舗と協定を締結し、同月下旬から講座を実施する。



3 周知方法

区ホームページ、SNS (区公式 LINE、X)、ねりま子育て応援アプリ等で周知する。

令和 8 年 3 月 11 日
こども家庭部子ども家庭支援センター

ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトの充実について

令和 7 年度から実施している「ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト」について、以下のとおり、8 年度から事業の充実を図る。

1 事業の目的

本事業は、児童養護施設や里親のもとで育った若者（以下、「社会的養護経験者」という。）の不安を解消し、自立を支援するため、経済的な支援や居場所づくり等を行っている。生まれ育った環境によらず、自らの意思で希望する未来を切り拓いていけるよう、社会的養護経験者等を支援する。

2 8 年度からの新規・充実内容

(1) 生活の支援「ささえる」

社会的養護経験者の生活を支援するため、家賃や光熱水費等の補助のほか、やむを得ない事情で困窮した場合等に一時的にマンスリーマンションを提供している。即時に居所の確保が必要な場合には、新たにホテルカデンツァ東京と協力し、生活場所がなくならないように支援する。

(2) 居場所の支援「つながる」

春日町青少年館を活用して、料理を一緒に作り、食事をとるなど、交流できる場を提供している。居場所の選択肢を広げ、気軽に足を運べるよう、新たに月に 1 回、民間カフェでも実施する。

また、LINE での相談対応のほか、弁護士による法律相談を充実する。

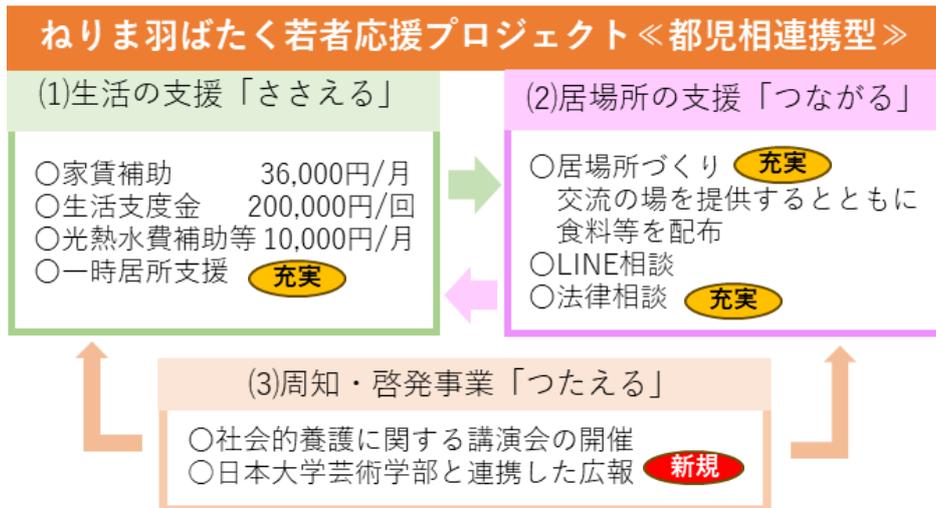
	7 年度	8 年度	
場所	春日町青少年館	春日町青少年館	民間カフェ
頻度	毎週金曜日	毎週金曜日	月 1 回土曜日

(3) 周知・啓発事業「つたえる」

区民を対象に講演会を実施し、支援の必要性について理解を広めていく。

また、新たに日本大学芸術学部と連携し、若者への周知を強化するため、リーフレットやチラシを作成する。

【参考】



令和 8 年 3 月 11 日
こども家庭部在宅育児支援担当課

子育て支援サービスの充実について

子育て家庭の幅広いニーズに対応するとともに、育児の孤立化を防ぎ、児童虐待の予防を推進するため、令和 8 年度から以下のとおり、子育て支援サービスの充実を図る。

1 ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の充実

ベビーシッターを利用した際の利用料の一部を補助する「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」の対象を、未就学児から小学 3 年生までに拡大する。

	現行	令和 8 年 4 月以降
対象児童	未就学児 (障害児は小学 6 年生まで)	小学 3 年生まで (障害児は小学 6 年生まで)

【参考】事業概要

補助上限時間 (年度)	児童 1 人あたり 144 時間 (障害児、ひとり親家庭および多胎児は 288 時間)
補助上限額 (1 時間あたり)	7 時～22 時 2,500 円 22 時～翌 7 時 3,500 円

2 子育てのひろばの充実

0 歳から 3 歳の乳幼児親子が楽しく遊んだり、保護者同士の交流ができる、民間団体が運営する「民設子育てのひろば」について、週 6 日・7 日型等の補助制度を新設し、より利用しやすくなるよう開室日時を拡大する。

【民設子育てのひろばの開設状況（予定）】

	開設日数		開室時間	
	週 3～5 日	週 6 日以上	5 時間	6 時間以上
令和 7 年度	18 施設	0 施設	14 施設	4 施設
令和 8 年度	14 施設	5 施設	9 施設	10 施設

※ 8 年度は新たに 1 施設開設し、区内 19 か所に拡大予定

3 ファミリーサポート事業の充実

子どもの一時預かりを援助会員が行うファミリーサポート事業について、援助会員の安定的な確保のため、利用料金を見直すとともに、区の負担により料金加算を行う。

また、マッチング手続きのデジタル化を行い、利便性の向上を図る。

(1) 利用料金等の見直し

	1時間当たり援助会員への支払	
	現行	令和8年7月以降
平日	800円 (利用料金800円)	1,300円 (利用料金900円+区負担400円)
土・日 ・祝日	900円 (利用料金900円)	1,400円 (利用料金1,000円+区負担400円)

(2) マッチング手続きのデジタル化

援助会員と利用者とのマッチングについて、これまで電話等で調整を行っていた。8年度からは、この手続きにLINEを導入し、速やかなマッチングにつなげる。

